

II. 生物多様性保全とレッドデータブック

Conservation of Biodiversity and Red Data Book

1. 生物多様性とその保全

生物の多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持していくための基礎となるものであり、社会、経済、科学、教育、芸術、レクリエーション等さまざまな方面で人間生活に大きな価値をもたらしているとともに、地域ごとの多様な生活文化の根源でもある。

国際的に生物多様性と持続可能な利用の重要性に対する基本的認識が深まり、1992年(平成4年)の国連環境開発会議(地球サミット)において、「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)が結ばれた。わが国もこの条約を受けて1995年(平成7年)に「生物多様性国家戦略」が「地球環境保全に関する関係閣僚会議」で決定された。その後、生物多様性の危機の現状やそれらに対する国民意識の向上・成熟を踏まえて、その見直し作業が行われ、平成14年3月に「新・生物多様性国家戦略」が決定された。

この「新国家戦略」においては、従来から言われている生物多様性がもたらす「有用性」の価値に加えて、生物多様性を尊重することが、適正な土地利用を通じてトータルで長期的な人間生活の安全性や効率性を保証することに繋がるなどの点も視野においている。そして、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、「自然と共生する社会」を構築するための次の3つの目標が設定されている。

長い歴史の中で育まれた地域に固有の動植物や生態系などの生物多様性を、地域の空間特性に応じて適切に保全すること

特にわが国に生息・生育する種の絶滅のおそれ新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図ること

将来世代のニーズにも応えられるよう、生物多様性の減少をもたらさない持続可能な方法により、国土の利用や自然資源の利用を行うこと

また、その目標を達成するために展開すべき施策の基本方向として、次の3点があげられている。

種の絶滅、湿地の減少、移入種問題などに対応する「保全の強化」

保全に加えて失われた自然を積極的に再生、修復していく「自然再生」

里地里山など多義的空間において、生活・生産上の必要性等と調整する社会的な仕組みや手法を構築していく「持続可能な利用」

2. レッドデータブック

レッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップして、その現状等をまとめた報告書のことであり、生物多様性の保全を図っていく上で重要な役割を担っている。

1966年(昭和41年)、国際自然保護連合(IUCN)は、哺乳類と鳥類について世界的な規模で絶滅のおそれのある種をリストアップした報告書を発行した。以後改訂が続けられ、国際的な野生生物の保護を取り決めたワシントン条約をはじめ、野生生物関連の国際条約や協定、あるいは各国の保護施策の基礎資料として広く活用された。

わが国では、1989年(平成元年)に(財)日本自然保護協会と(財)世界自然保護基金日本委員会により「我が国における保護上重要な植物種の現状」が刊行され、1991年(平成3年)には環境庁(現環境省。以下同じ)により「日本の絶滅のおそれのある野生生物」として脊椎動物編と無脊椎動物編が刊行された。これらが我が国における最初の国レベルのレッドデータブックである。

野生動植物の生息・生育状況は常に変化しており、その評価は定期的に見直すことが必要である。1994年(平成6年)、国際自然保護連合(IUCN)は数値基準による客観的な評価基準を用いた新たなレッドリストカテゴリーを採用し、リストの見直しを行った。環境庁においても定性的要件と定量的要件を組み合わせた新カテゴリーを策定し、リストの見直しやレッドデータブックの改訂・発刊が進められた。

なお、絶滅の危機に瀕している野生生物の種の保護のため、1992年(平成4年)に「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」が制定されている。

生物多様性保全を実効性あるものとしていくためには、地域の自然的、社会的条件に応じ、地域レベルで主体的に推進していくことが必要となっており、このような観点から、近年、都道府県レベルのレッドデータブックの作成が進められている。

3. 「レッドデータブックとっとり」作成の意義

鳥取県は、面積的には小さいものの、中国地方の最高峰である大山をはじめとする脊梁山地、ここを源とする河川、湖沼、海岸、身近な里山や田園など変化に富んだ多様な環境に恵まれ、生息・生育する野生動植物の種類、そしてそれらが構成する自然生態系も多様性に富んでいる。

多様な野生動植物が生息・生育する健全な自然生態系は、長い歴史を通じ、人々にさまざまな価値や効用をもたらすと同時に、地域ごとに多様な生活文化の源泉でもあった。

しかし、自然環境の改変、過剰な捕獲・採取、伝統

的な農林業等による維持管理の衰退，移入動植物による攪乱などさまざまな要因により，絶滅の危険性のある野生動植物が増えていることが調査により明らかになってきた。

これら野生動植物の種を人為的に絶滅させないためには，地域において絶滅のおそれのある種の実態を的確に把握し，その現状そして今後の対応のあり方について理解を深めていく必要がある。

しかし，国レベルでの絶滅のおそれのある種の選定は，全国を基準として行われたものであることから，全国的には絶滅のおそれがない種でも鳥取県では絶滅に瀕している種も少なくないなど，地域レベルでの実状と必ずしも一致していない。他の地域に生息・生育しているから，絶滅してもよいという考え方は，その種

の集団の多様性の減少をもたらすのみでなく，その地域の自然生態系にも影響を及ぼすことに繋がる。

また，実際に地域の生物多様性あるいは自然生態系の保全を図るために利用するには，全国版以上に実質的なデータが掲載され実用的なものであることが求められる。

本書の目的は，鳥取県の生物多様性と健全な自然生態系から生まれるさまざまな恵みを享受しつつ，次の世代に引き継いでいくことのできる持続可能な社会を実現していくため，本県の絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにし，その保護および自然生態系の保全・再生を図るのに必要な基礎資料を提供することにある。